

別表1

社会福祉法人太田福祉記念会ケアハウス「グリーンライフ小磯」利用料等について

I. グリーンライフ小磯運営規程第6条に規定する利用料等の額は次のとおりとする。

(利用料)

令和2年4月1日以降下記の表を適用する。

(単位：円)

区分	対象収入による階層区分 前年度収入	月額利用料			
		事務費 (本人からの徴収額)	生活費	管理費	合計
1	1,500,000円以下	10,000	44,513	40,000	94,513
2	1,500,001円～1,600,000円以下	13,000	44,513	40,000	97,513
3	1,600,001円～1,700,000円以下	16,000	44,513	40,000	100,513
4	1,700,001円～1,800,000円以下	19,000	44,513	40,000	103,513
5	1,800,001円～1,900,000円以下	22,000	44,513	40,000	106,513
6	1,900,001円～2,000,000円以下	25,000	44,513	40,000	109,513
7	2,000,001円～2,100,000円以下	30,000	44,513	40,000	114,513
8	2,100,001円～2,200,000円以下	35,000	44,513	40,000	119,513
9	2,200,001円～2,300,000円以下	40,000	44,513	40,000	124,513
10	2,300,001円～2,400,000円以下	45,000	44,513	40,000	129,513
11	2,400,001円～2,500,000円以下	50,000	44,513	40,000	134,513
12	2,500,001円～2,600,000円以下	57,000	44,513	40,000	141,513
13	2,600,001円～2,700,000円以下	64,000	44,513	40,000	148,513
14	2,700,001円～2,800,000円以下	71,000	44,513	40,000	155,513
15	2,800,001円～2,900,000円以下	78,000	44,513	40,000	162,513
16	2,900,001円～3,000,000円以下	85,000	44,513	40,000	169,513
17	3,000,001円以上	87,635	44,513	40,000	172,148

- ※ 1. 表Iの前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）とは、  
 租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
2. 夫婦で入居する場合には夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計金額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。
3. 夫婦で入居する場合の算出対象額が150万円以下に該当する場合、夫婦それぞれの事務費徴収額は、表Iの額は30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とする。この場合、100円未満は切り捨てる。
4. 各居室の個人使用の電気料、水道料、灯油使用料、電話料等は自己負担とする。

II. グリーンライフ小磯運営規程第6条に規定する利用料等の額のうち事務費の減免は次のとおりとする。

(利用料のうち事務費の減免)

(単位：円)

区分	対象収入による階層区分 前年度収入	利用料		
		事務費 施設基準額	事務費 本人徴収額	月額減免額
1	1,500,000円以下	87,635	10,000	77,635
2	1,500,001円～1,600,000円以下	87,635	13,000	74,635
3	1,600,001円～1,700,000円以下	87,635	16,000	71,635
4	1,700,001円～1,800,000円以下	87,635	19,000	68,635
5	1,800,001円～1,900,000円以下	87,635	22,000	65,635
6	1,900,001円～2,000,000円以下	87,635	25,000	62,635
7	2,000,001円～2,100,000円以下	87,635	30,000	57,635
8	2,100,001円～2,200,000円以下	87,635	35,000	52,635
9	2,200,001円～2,300,000円以下	87,635	40,000	47,635
10	2,300,001円～2,400,000円以下	87,635	45,000	42,635
11	2,400,001円～2,500,000円以下	87,635	50,000	37,635
12	2,500,001円～2,600,000円以下	87,635	57,000	30,635
13	2,600,001円～2,700,000円以下	87,635	64,000	23,635
14	2,700,001円～2,800,000円以下	87,635	71,000	16,635
15	2,800,001円～2,900,000円以下	87,635	78,000	9,635
16	2,900,001円～3,000,000円以下	87,635	85,000	2,635
17	3,000,001円以上	87,635	87,635	0

III. グリーンライフ小磯管理運営規程第6条に規定する利用料等の額のうち管理費は1ヶ月40,000円とする。

IV. 欠食時の給食費減額について

給食費のうち、前もって（3日前まで）申請された食事の欠食については、下記により毎月末に計算し、翌月の請求で清算する。

朝食：200円 昼食：350円 夕食：450円

V. 個人の電気料、水道料、灯油使用料金等

電気料、水道料の基本料金は、当月分を請求する。また、使用料は毎月末に検針し、翌月に他の利用料と併せて請求する。

## ゲストルーム利用料について

1. グリーンライフ小磯管理運営規程第 28 条に規定する利用料の額は次のとおりとする。

- |             |         |
|-------------|---------|
| ①宿 泊 大 人    | 3,000 円 |
| 子 人 (小学生以下) | 2,000 円 |
| ②日帰り利用料 1 室 | 2,000 円 |

2. 食事料金の額は次のとおりとする。

- |     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| ①朝食 | 200 円 | ②昼食 | 350 円 | ③夕食 | 450 円 |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|

3. 支払いは現金とする。